

1 法文口語化の実現

終戦後法律公用文は一挙にして口語体となった。法文を口語化するについてのいちばんの支障は、憲法のような莊重を尊ぶ法文は永久に口語化されないであろうということにあった。それが終戦後、憲法からまっさきに口語体になったのであるから、他の法文についてはもはや論議する余地がなくなつた。どういう経過で新しい憲法が口語体になったか。

すでに昭和21年3月26日安藤正次氏を代表とする「国民の国語運動連盟」という団体から、内閣総理大臣にあてて、新しい歴史の出発にあたって、憲法改正案をはじめ、すべての法令・公文書の書き方を、文体は口語体にし、句読点を打ち、かなはひらがなを用いることなどの7項目の建議がなされた。政府当局においても、法文を口語体にするならば、終戦後の再出発の機会を逸してはならないとし、憲法を口語体にすることが、だいたいきめられ、口語体の憲法改正草案が起草されたのである。この憲法改正草案は、同年4月17日に内閣から発表された。

● なお、かたかなを捨てて、ひらがなを採用した理由は、

(1) 明治時代からかたかなは、一般に文語体の文章に用いられ、新聞雑誌をはじめとして法律の著書論文なども、口語体のものにはすべてひらがなが用いられていたから、口語体にするにはひらがなにするのが当然であるし、(2) 一般文書もひらがなが用いられているから、ひらがなにしたほうが、一般に親しみやすい。またひらがなは柔らかい感じを与えるから、口語体にふさわしいというような点にあったようである。

こうして口語体、ひらがな、句読点のある憲法が、昭和21年11月3日公布されたが、すでに法文を口語体にする方針が決定していたために、昭和21年5月ころ以後の省令・勅令なども口語体になった。

いずれの時代でも、大きな政治上の変革が国語の改革をもたらす原動力となる。明治の政変もまたそのひとつであった。こういう転機がなかったならば、法文口語化の実現は、まだまだ先のことであったであろう。敗戦という悲しい転機によって、長い間願って達せられない願がついに達せられたのである。

占領中、わが法律制度の上に大きな改革がもたらされたものも少なくなかつた。しかし、法律文体の改革は、進駐軍の命令とか示唆によつたものではなく、新しい歴史の出発にあたって、これを改革しようとするわが国内からなる自由な意思によってなされたものである。当時一般国民の間に法文口語化の基礎のできつておつたことも見のがせないが、当時の入江法制局長官らをはじめとする立法当局者の識見、閣僚の理解ある態度、それに加えるに、山本有三氏らをはじめとする多くの国語運動の先覚者らの努力、これらがなかつたならば、この改革は実現しなかつたであろう。もしこの機会に実現しなかつたならば、法律文体の改革は遠い将来に残されたであろう。戦後法律の内容が民主化されると同時に、法律文体の改革によって、その形式も民主化され、ここに法律は、その内容も形式とともに、民主国家にふさわしいも

のとなったのである。これらの人々の功績は、法文体進化の歴史の上に、後世長く記録して残されるべきものであると思う。

ただ憲法の文体は過渡期のものであり、また、はじめての試みであるため、今から考えれば、口語体としては洗練されない点があつてもやむをえない。明治以来の漢文の使用癖は、一字で足りることばを二字重ねて用いる習慣があり、憲法もこの習慣を脱しておらず、たとえば「希求し」、「罷免し」、「遵守する」としているが、これは「こいねがい」「免ずる」「守る」でことたり。また、「拷問」「彈劾」「批准」というようなむづかしい字が用いられている。当時は、まだ現在のように当用漢字表が定められていなかつたが、後に当用漢字表を定めるにあたつても、憲法に用いられている字であるからという理由で、一般民衆に用いられないような文字が当用漢字表の中に加えられている。その後民法の親族相続編も口語体に改められたが、早急の立法であったために、その用字用語も、まだ純粹の口語体にはほど遠いものがあった。

刊行の趣旨

国語シリーズは、国語の改善と国語教育の振興に関する施策を普及徹底するために編集するものであります。

このシリーズは、国語問題編、国語教育編、国語生活編、国語教養編および国語資料編に分け、問題編は主として国語審議会が発表した事がらを、教育編は国語學習指導の方法などを、生活編は国民の言語生活に関する事がらを解説するものであり、教養編は一般の国語教養を高めることを、資料編は国語の改善と国語教育の振興に関する基礎資料を集録することを目的としたものであります。

すでに、問題編と教育編はそれぞれ6冊、教養編は5冊、生活編は4冊、資料編は3冊を刊行しましたが、各編にわたっておいおい刊行する予定であります。

この本は、国語生活編の5冊目として、国語審議会委員、東京地方裁判所判事千種達夫氏に執筆を委嘱したものです。

昭和30年2月

文部省調査局国語課長 白石大二

覆刻文化庁国語シリーズ VII 表現・表記

昭和49年3月1日 初版発行

定価 2,000 円

著作権所有

文化庁

企画・編集

株式会社 信光社

〒101 東京都千代田区神田神保町 2-32
電話 東京(03) 261-9140

発行者

小坂佐久馬

発行所

教育出版株式会社

〒101 東京都千代田区神田神保町 2-10

電話 東京(03) 261-0191(代表)

振替 口座 東京 107340

印刷所 大日本印刷株式会社

©1974 (落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。)